

第1回定時社員総会速記録

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

1. 日 時 平成24年6月24日(日) 13:00 開会
18:30 閉会

2. 場 所 東京都千代田区神田美土代町7
住友不動産・ベルサール神田(Room1・2・3)

3. 出席社員の状況

議決権のある当法人社員総数	132名
総社員の議決権の数	132個
出席社員数(議決権行使書面によるものを含む。)	131名
この議決権の総数	131個

4. 議長団選出

定刻、大橋 達夫事務局長が進行役となり、会長挨拶に続き、定款第36条の規定により、会長から議長、副議長には次の2名が指名された。

議 長	J G 2 G F X	種村 一郎
副 議 長	J A 3 D B D	宮本 荘一

5. 成立報告

大橋事務局長から、社員の出席状況の報告が下記のとおり行われ、これは定款第37条に定める総社員の議決権の過半数、すなわち66名を超え定足数を満たしている旨の報告があり、議長から総会成立が宣言された。

議決権のある社員総数	132名
総社員の議決権数	132個
本日午後0時50分現在の出席社員数	128名
議決権行使書面による出席社員の数	1名
委任書面による出席社員の数	0名
本日の出席社員の合計	129名

6. 書記・議事録署名人指名

議長(J G 2 G F X 種村 一郎)から、議事は平成23年11月1日に施行された社員総会議事運営規程により進行されることが紹介され、規程第11条により事務局職

員から書記、定款第41条の定めるところにより議事録署名人が下記のとおり指名された。

書	記	総務部長	吉井 周一
議事録署名人	J H 1 L W P	島田 守康	
	J L 1 H H N	安田 晃央	
	J A 7 E F R	佐久間 一郎	

7. 議 事

議 長 ここで議事進行に関するお願いがあります。

- ① 質問および意見は、議長の指示に従ってください。
- ② 発言の際は、受付でお渡ししたネームプレートを着用の上、コールサインと名前を名乗ってください。
- ③ 質問等は、社員総会議案に沿って、明瞭かつ簡潔に行ってください。発言の際は、質問か意見か要望かを明確にしてください。
- ④ 質問等は、議長に対して行い、直接出席者間で行わないでください。
- ⑤ 発言者の発言中は、他の出席社員は、議長に発言許可を求めることはできません。
- ⑥ 動議につきましては、社員総会議事運営規程第9条第5号の定めにより、議事の進行に関するもののみ受け付けることとします。
- ⑦ J A R Lの業務範囲以外の質問はご遠慮いただきます。また、役員の個人に係る質問、個人の中傷誹謗に係る発言は、厳に禁止とします。
- ⑧ 採決は、口頭、拍手または挙手をもって行いますが、賛否半ばで議長が判断困難と認めた場合は、これを投票により行います。投票による採決の場合は、議案ごとにその方法を判断することとします。また、一般社団法人及び一般財団法人法第54条第1項、第2項および社員総会議事運営規程第9条6号にしたがって、議事の運営を円滑にするために退場していただくこともありますので、ご承知おきいただきたいと思います。
- ⑨ 議長判断により、審議中適宜休憩をとる場合があります。
- ⑩ 社員総会議事運営規程第14条によって、準備書面が既に提出されています。この書面の写しを社員の皆さんに配布してあります。規程により準備書面は優先する扱いになっていますので、審議の順についてはご協力をお願いします。準備書面中、J G 3 D O R 河端さん、J H 1 O P C 石川さんの2名は、提出期限を過ぎて事務局に到着しましたので、一般質問扱いとさせていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、議案審議は午後5時を目安に終了したいと考えていますので、円滑な議事運営に皆様のご協力をお願いいたします。

第1号議題 平成23年度決算の件

議長 それでは、議事に入ります。第1号議案の説明を受けます。第1号議案の説明は、J E 1 K A B 日野岳充専務理事からお願いします。

日野岳専務理事（J E 1 K A B）から、第1号議案について、配布された資料にしたがい説明がなされた。

議長 質疑に入る前に、定款第57条の規定にもとづき、監事の監査報告を受けます。J A 3 A T J 坂井紀久男監事からお願いします。

坂井監事（J A 3 A T J） 平成23年12月9日に、4月1日から10月31日までの従来の社団法人についての監査をしています。続いて、新しい一般社団法人についての監査報告もしております。監査の結果としては、問題なしと考えており承認しました。したがって、皆さんからご質問があればお答えしたいと思います。

議長 では、質疑応答に入ります。第1号議案の説明を受けましたので、質問を受けたいと思います。準備書面が既に提出されています。議事運営規程の定めにより、優先してお答えする取り扱いになります。

第1号議案についてまとめて回答させていただきたいと思います。第1号議案関連では、J M 1 E J H 竹内さん、J A 6 W F M 中村さん、J A Ø D B Q 北原さん、J A 2 G X U 土屋さん、J A 6 V Q A 田上さん、J A 4 D N D 松浦さん、J A 2 G Q T 中嶋さん、以上が第1号議案の質問ですので、受付順に理事者側から回答をお願いします。

J M 1 E J H 竹内社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・正味財産合計約11億8,211万円に対し、前年度よりの減額が約1億3,288万円だが、今後も赤字が継続するのか。
- ・内閣府に提出の公益目的財産残額は、約11億9,769万円だが、公益目的支出計画の実施期間は何年を見込み、公益目的財産残額がゼロとなる予定の事業年度はいつか。

日野岳専務理事 今後も赤字が継続するかというご質問ですが、平成25年3月期にはこの正味財産の減少額は、約8,500万円くらいになる予定です。なるべく削減の努力をする予定ですが、収支バランスをとるにはさらなる事業の見直し、収入の増加、会費前納の問題などいろいろあり、検討する必要があると思っています。

公益目的支出計画実施の見込み、予定ですが、実施期間は平成26年度までとなっています。公益目的財産額がゼロになるのも、平成26年度を見込んでいます。経理的な処理で数字は変わっていくので、実際は財産がゼロになるわけではありません。

公益目的支出計画上ゼロになるのが、平成26年と予定しています。

J M I E J H（竹内 修） 心配しているのは、ここにいる皆さんも会員も考えているのは、J A R Lが赤字になっていることだ。専務理事から、今年度の正味財産が8,500万円くらい減になると言われたが、いずれはなくなる。実質の赤字ということは、会員の会費や事業への支出の問題で、委員会も継続して減らしていくことだ。

もう一つ言いたいのは、この中で地方への費用が2,000万円しかない。5億円の予算があるのに、いくらなんでも少なすぎるのではないか。人件費が1億4,500万円、職員18人として1人平均800万円になる。7,200円の会費で、800万円は何人分かも考えていただいて、縮小に向けて、さらに事業がうまくいくようにしていただきたい。

議 長 次、J A Ø D B Q 北原さんの質問にお答えいただきます。

J A Ø D B Q 北原社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・ J A R L職員の数
- ・ 前記職員の諸給与の合計と職員数で割った1人あたりの単純平均額
- ・ 賞与引当金と支給される人の数

日野岳専務理事 先ほども職員数、人件費の件が出ましたが、職員数は専務理事を含めて正職員は18名、長期アルバイトが4名となっています。職員に支払った給与の平均は昨年度の給与合計は賞与込みで約1億2,528万円です。勤続年数24年と長いので、賞与込みの平均額で約569万円となっています。

賞与引当金の関係ですが、正職員に対して平成23年度は1,646万円です。

J A Ø D B Q（北原 勉） 正味財産増減計算書には、3項目給与の項目があるが、内閣府への報告書では13名になっている。管理費を内閣府に報告しているところで、人数が出てない。これは何名になるのか。

平均が569万円と言われたが、昨今東京電力の平均給与も550数万円に落とす話題が出ているが、それよりも上だ。そこを考えて今後に活かしていただきたい。

議 長 次に、J A 2 H V O 岡田さんのご質問ですが、1号議題と書いてありますが、一つは報告事項にさせていただきます。

J A 2 H V O 岡田社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・ J A R Lビーコンの運用・保守経費は、貸借対照表のどの項目に該当し、その金額はいくらか。

・保守は具体的に誰が行って、具体的保守方法、保守契約はどのようになっているか。事務局はどう関わり、分担を決めているか。

日野岳専務理事　　ビーコン関係ですが、運用・保守費用が貸借対照表のどこに入っているかは、設備機器費に計上しています。中身としては、電気代、設置場所借料、保守費用が主なものですが、JARL局、RL局、YRL局、レピータ局と同じ局舎に入っているものがあるので、ビーコンだけ経費がいくらになるかは、算出できません。最近メンテナンスも予算が少なくなっているのです、全体でも100万円以内でやっていただいている、さらにそれをエリアで割っているのです、非常に少ない金額でやっていただいているのが実情です。

保守の契約ですが、管理団体を組織していただいて、そこで運用していただいています。これはレピータやYRLなどと同じ形です。地元の会員の皆さんで構成されていて、保守の内容は日常的な管理で、故障や誤動作の管理、機器の状態のチェックが主で、大変なご苦勞をされていると思います。事務局は、経費の支払いや賃借の契約など事務手続きでバックアップしています。職員が直接行って管理することは、以前霞ヶ関ビルではやっていましたが、現在はやっていません。

JA2HVO（岡田 哲夫）　費用は設備全体で出しているのです、100万円くらいとのことだが、ビーコン、とくに国際ビーコンは、どこにどのくらいあるのか。保守については私も知っているが、管理団体をお願いする旨規程にも書いてある。現在、ビーコンはHF帯の国際ビーコン、VUのIGYのビーコンがあって、とくに国際ビーコンはHF帯のコンディションの把握のために使われている。それだけではなく、太陽活動の関係で太陽フレアや電離層の研究にも使われている。新潟県のアマチュア局では、日頃解析してホームページに出しているし、国際的にも研究に使われている。管理団体もそれを知っていて重要なものと思っている。

議 長　　手短かに、ご協力お願いします。

JA2HVO　　管理のために山の上に行くには、一般道ではなくある観光会社が開発した道を使って、1,220円の交通費を使っている。管理者は片道33kmの距離を走っている。こうしたことも含めて、費用は土地の借料、電力会社に払うお金、機器の修理費、管理団体の交通費などだが、それをお尋ねした。具体的な数字を挙げていただければと思う。

吉井総務部長　　具体的に個々の数字を管理しているわけではないのですが、科目としては設備機器、電気料は月々5,000円内外と思います。それ以外の保守について、去年は、たぶんないと思うのですが、総務部としてわかるのは、電気料5,000円くらいだけです。

議 長　　岡田さんに続いて、JA2GXU 土屋さんお願いします。

J A 2 G X U 土屋社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・平成23年度の決算は、いくら赤字になるか。
- ・積立金からの取り崩しは赤字と考えるが、会長は取り崩しをどう捉えているか。
- ・赤字となる原因は何か、赤字解消の方策を考えているか。
- ・専務理事は、平成26年度に収支バランスの均衡を図ると、第118回評議員会、平成23年総会で2回述べているが、見直しはどうか。

日野岳専務理事 平成23年度決算がいくら赤字かということですが、先ほど申し上げましたように、8,900万円の取り崩しです。その前の年が、1億3,900万円でした。取り崩しですが、このままではいけませんので、毎年経費削減に努力していますが、会費収入が減少している中で、会員サービスをやめるわけにもいきません。いろいろなサービスの縮小を昨年度も行いましたが、財政ワーキンググループの活動でいろいろな削減、例えば総会の表彰をやめることにしましたし、会員の皆様にはご不便をおかけしながらも削減に努力していますが、取り崩しに頼らざるを得ないのが実情です。

今後の体制、赤字解消の方策ですが、会員の方からいただく会費の中で今後会員サービスをやっていかなければなりません、賄いきれないところがあります。昔からの懸案ですが、会費以上のサービスをしてきたところがあります。その穴埋めで、かつては養成課程、保証認定の収入で賄ってきたところがあり、サービスが残っていないながら現状の収入でやっていかなければならないので、厳しく辛い部分があります。

今後の収支バランスをどうするのかですが、平成26年度を目標にして収支バランスの均衡を図っていきたいと考えています。また、いろいろなシステムの見直しやさらなる費用削減を行いながら、会費前納の方策など考えて収支バランスの均衡を目指していきたいと思っています。

J A 2 G X U (土屋 正道) 予算や決算は一般常識で言うと、黒字ベースもしくはゼロベースであって当然だ。赤字自体がおかしいので聞いている。

配付資料を見ていただくとわかるが、平成24年度に取り崩しがゼロになって破綻するということになっている。それは確認いただけたのか。

日野岳専務理事 このグラフの数字では具合が悪いわけで、収支バランスの見直しを図ることで昨年の事業の見直し、また会費前納者の見直しで、収支バランスの均衡を図りたいということです。

議長 それでは、J A 6 V Q A 田上さんのご質問をお願いします。

J A 6 V Q A 田上社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・ 9 頁 2 項の会館建設積立資産の前期末残高と、29 頁 2 項の会館建設積立資産の前期末残高に差があるのはなぜか。
- ・ 特定資産の減少額において、期の前半と後半で増減がある。例えば、会館建設積立資産は後半が 1,700 万円少ない。資産の取り崩しを適当に行っている印象を受ける。

日野岳専務理事 会館建設積立金が、前期末残高が食い違うのではないかということですが、9 頁 2 項の会館建設積立資産の前期末残高は、平成 23 年度、3 月 31 日現在の、旧法人の時の決算の対比です。29 頁の 2 項の前期末残高は、平成 23 年 10 月 31 日時点での新法人と旧法人の対比で、違いが出ています。つまり、前者は旧法人の決算、後者は新法人の決算で差が出るということです。

特定資産の減少額が前期と後期で違いがあるということですが、これも先ほど申し上げたように、期の前半は 7 ヶ月、後半は 5 ヶ月分で、極力取り崩さないように、多季期末の見込みが読める後半に調整をしているため、若干の差があるということです。

議長 田上さん、よろしいでしょうか。次は、JAØBFA、川上さんの事前質問について回答をお願いします。

JAØBFA 川上社員の第 1 号議題関連事前質問要旨

- ・ 事業活動支出は、会員事業費、刊行物事業費、管理費に分かれ、いずれにも給与、旅費交通費、福利厚生費など事務局職員にかかる経費がある。複数の部課の職務部分に輻輳し、あらゆる科目で経費の振り分けが非常に難しく、監査での精査もできないのではないか。計算書等の内容は円単位で記載されているが、真に正しい内容とする事ができるのか。実際の組織構成に則った経常費用の算出、計算書等の作成は無理なのか。
- ・ 平成 23 年度、ここ数年間で、18 歳未満の青少年に対する会費助成は何件あったか。その会計処理は、半額助成では会費収入としては、帳簿上は一旦入金処理を行い、助成部分は出金の処理になるのか。いずれにしても、早期に青少年会費を設定すれば、会計処理は簡単になると思う。

日野岳専務理事 計算書の内容が円単位で記載されているが、現在の書式ではわかりにくいというご質問かと思います。その通りですが、決算書類、財務諸表は、新会計基準に則って処理していて、違った書式で作るわけにはいきません。私も、わかりにくいと思っていますが、この基準でやって社員総会で決議を得ないと有効にならない、世に出せないなので、ご理解をいただきたいと思います。共通費用の使用割合、従事割合、合理的な配分基準も、この会計基準に則って決められています。適当にソートすることはなかなかできません。それに基づいて実施事業を、会員事業費、刊行物事業費、管理費に区分しています。普通の会社のようにわかりやすくできればいいのですが、各法人も同様にやっていますので、JARL もこれでいくしかないなので、ご理解いただきたいと思います。

18歳未満の青少年に対する会費助成ですが、数字だけ申し上げますと、平成20年度は188件、21年度は193件、22年度は226件、23年度が269件です。

J A Ø B F A (川上 孝一) 収支決算では、青少年の補助の会計処理についてお聞きしたかった。一般会員と同じはずなので、7,200円を一旦収入として入れる形にして、半額補助では形の上では出金になると思うが、その部分が報告書には現れていないので、どういう会計処理をしているのか、疑問に感じた。

日野岳専務理事 この会計処理は、青少年会費を一旦入金処理をして、助成部分の支出は会費収入からマイナスの処理をしています。

議 長 川上さん、よろしいでしょうか。次は、J A 2 G Q T、中嶋さんへの回答をお願いします。

J A 2 G Q T 中嶋社員の第1号議題関連事前質問要旨

- ・平成23年度当初から平成23年10月31日までの決算報告では、収支計算書が添付されているが、平成23年度決算の件(平成23年11月1日より平成24年3月31日まで)には、収支計算書がなく、当該年度での計画額に対する支出額および増減が不明だ。収支計算書を追加添付するよう要求したい。

日野岳専務理事 決算書類の中で、収支計算書が足りないのではないかというご質問ですが、落丁など抜けたわけではなく、新会計基準に基づいて決算計算書類があつて、貸借対照表、損益計算書、正味財産計算書および附属明細書となっていて、収支予算書と収支計算書については、決算計算書類の範囲からは除かれています。つまり、監査の対象になっていないということです。ただ、私もそうですが、収支予算書、計算書がないとわかりにくいことがあり、従来の慣習で皆様にも見慣れているということもあつて、社員総会の参考資料ということで添付しています。あくまでも、収支予算書は内部資料ということでご理解いただきたいと思います。予算と決算を比べたいということになると、完璧ではありませんが、収支予算と正味財産書類を個々に比べていただくことになると思います。

J A 2 G Q T (中嶋 奨) 質問する前に、苦情を言わせていただきたい。準備書面の資料に私のメールアドレスが出ている。こういった書類は困る。これに苦情のメールなどが全国から飛んでくると思う。こういう書類は出されるのか。プリントアウトをそのまま印刷しているので、それだけまず苦情として言わせてほしい。

日野岳専務理事 大変失礼いたしました。配慮が足りませんでした。今後気をつけます。この書類は、この場以外に出ることはありませんので、よろしくお願いします。

J A 2 G Q T ここにみえている方も、皆さん戻られて地元で社員総会の話を読されると
思うが、このところは紙でも貼っていただければと思う。

専務理事もおっしゃった通り、新会計基準について、知り合いの公認会計士に、一橋大学を出ている人だが、相談させていただいた。おっしゃられたように、出さないことは決まっているが、出してもおかしくないとは社会通念的には処理されている。だから、各種法人では出しているところはある。是非とも追加資料でお願いできないか、要望事項として申し上げたい。先ほども出ていたが、収支状況について、事務局の方がどのくらい努力されたかが全然わからない。是非とも、そうした点からも出していただきたい。私は岐阜から来ているが、岐阜県支部の大会を見ていると、本部費、支部費について、先ほど支部費が非常に少ないとおっしゃられていたが、その中で支部長も苦労してやりくりされて、前年度繰越金が実際にあるにもかかわらず、不明確な処理をされている。支部大会でも苦情を言ったが、今回の会計処理に合わせて考えていただきたい。

議 長 要望で承ることでよろしいですか。それでは、準備書面についてはこれで全て終わりましたので、その他の一般の質問をお受けしたいと思います。さらに質問等のある方については、挙手をお願いします。では順番にいきます。先ほど申し上げましたように、コールサインとお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

J H 8 O J O (丸茂 一仁) 第1号議案について、3点お伺いしたい。特定資産の件だが、特定資産には4項目あり、その中でも会費前納積立資産、会館建設積立資産、衛星積立資産についてだが、専務理事からはとくに会費前納積立資産は取り崩すんだという意向を、私が覚えているだけでも2回示された。そうしなければ健全にならない、あるいは不健全なままでもこれを取り崩していかないと成り立たないということで、話を伺った。

会費前納積立資産は4,500万円ほど、2,000万円取り崩して2,500万円の残になっている。会館建設は、10億円以上あって5,400万円取り崩して9億5,900万円余りになっている。衛星は、残っているのが1億2,500万円。取り崩しの割合を見ると、会費前納積立資産は、実に43%取り崩した。会館建設は5.3%、衛星積立は0.42%取り崩している。難しくてもわかりにくいですが、資料を見て間違いがなければそのようになっていると思う。

まず前納会員の件だが、前納会員が現在存在できているのは、積立資産が担保となっているはずだ。その担保となっている積立資産を取り崩した段階では、あるいは前納会員の数に見合った金額がなければ、前納会員を存続する担保するものがなくなるのではないかと。

理事会でも検討中ということもあるが、検討中でありながら取り崩すのは論理的に矛盾しているのではないかと。これが特定資産の中で、2つ目の疑問だ。

前納会費積立を取り崩せばという話があるが、前納者が会費を支払うようにした場合、何人かがやめてしまう、では後何%の人が会費を払って財政健全化に役立てられ

るのか。前納者のどの部分にどのような経費がかかっているから、これをやめて後前納者が何人か残ればそれで健全化するという根拠を、曖昧にしないでお話しいただければと思う。

会館建設、衛星ともに、有価証券で利ざやを稼いでいる。ところが、会費前納積立資産は、有価証券では全く運用していない。なので運用益はゼロだ。その他の会館と衛星は、わずかではあるが運用益は出ている。なぜ会費前納積立資産では、そうした有価証券での運用を、同じ特定資産でありながらしないのか。

それから、先ほども申し上げたように、特定資産から取り崩す割合が違いすぎる。なぜ指摘するかというと、会館は今の時代でもあるが、私たち地方から見れば会館がなぜ必要なのか、これだけ財政が逼迫していて地方も大変だし、地方でなくても大変だと思うという状況で、それほど必要とは思っていない。自前の固定資産をこれ以上増やす必要は全くないので、5.3%の取り崩しをもう少しあっても良いのではないのか。

衛星は、私たちにとっても大切なことで、それをやめてしまえと言いかねるが、今会員との信頼関係に疑念を覗かせながら、つまり会員の会費積立金をどんどん一方的に取り崩して、去年は約半分まで取り崩してしまった。こういうことをしながら、会員の懐に手を突っ込む状況では、他の事業も見直さなければならないのではないのか。わずか0.42%の取り崩しで良いということにはならない。つまり、収支バランスを考えるためには、先ほども回答があったが、事業が先にあって収入が後からついてきたのでやむを得ず取り崩していたということだが、これをいつまで続けるのか。事業ありきではなく、これくらいの収入があるから、事業はここまでするという言い方、これが必要だと思う。これが管理費について。

議長　　ここでいったん切りたいと思います。それから、先ほどから同じような内容が続いているので、ご協力いただければと思います。それでは、理事者側の回答をお願いします。

日野岳専務理事　特定資産というか、積立金ですが、取り崩しのパーセンテージについては、後ほど総務部長からお答えします。

取り崩しの関係ですが、決して取り崩しを容認しているわけではありません。極力取り崩しをなくすよう努力していて、取り崩しに頼って今後いくつもありませんし、何とか収支均衡にしたいと願っています。会費前納者の負担の問題についても、確かに一定の割合ということがありますが、例えば以前あった会費前納者の見直し案もあって、どのくらいの方が残っていただけるのかシミュレーションしたこともありますが、それがどこまで確実なのかは、非常に難しい判断でした。だいたい5,000万円、7,000万円改善できるのではないかとということもありましたが、どの程度の方がご賛同いただいてJARLに残っていただけるのかも難しい問題だと思っています。取り崩しを少しでも少なくするために、努力が必要ということをご認識いただきたいと思います。

吉井総務部長 前納会費の資産がなぜ有価証券で運用されないかですが、有価証券は長期で運用するもので、それを1年1年取り崩し、途中で有価証券を売るとなると、その時に値段が変わってしまいます。もう一つは、基本的に有価証券のロットが3,000万円、5,000万円を一単位でやっているのので、前納会費を有価証券で運用して半年で売るのは、額も少なく、価格変動リスクもあってなかなかできないのが現状です。

資産の取り崩しについてどうかということは、私は経営者ではないのですが、過去のコンセンサスは今収支が悪化している一因としては、会員サービスが多く会費収入が少なく、会費収入を補填するために一番理屈が合うのは何かということで、過去に前納会員の方からいただいた資産を取り崩すというのが、一番理屈が立つのではないかと思います。もう一つ言うと、特定資産は目的取り崩し、目的外取り崩しがあつて、目的取り崩しの中において、会館建設という名前になっているとすると、会館を建設するとか、あるいはその前の段階で借りている賃料を払う取り崩しはあるかもしれませんが、そういう意味で5億円、6億円取り崩すのはできなかったというのが理由ではないかと思います。

議長 丸茂さん、よろしいでしょうか。他にもたくさんの方がいらっしゃいますので、質問者も理事者もなるべく簡潔にご協力いただくようお願いします。では、丸茂さん続けてください。

JH8OJO このことについては、再質問しないことにしたい。管理費について、敷金1,290万円、借料が月額73万円となっていて、経過はわからないが、JARL本部を地価の高い巣鴨に置く必要性はどれほどあるのか。便利であると言うことはあるかもしれないが、利便性は周辺の会員に留まっていて、地方会員のメリットにはなっていないと思う。大きな敷金と賃料をもっと安くするために、別のところに引っ越す費用は一時的にかかるかもしれないが、引っ越した方が良いのではないか。こういうことを見ていくと、貸借対照表で電話加入権が約100万円残っているが、現在は1万円そこそこという話もある。こういう数字があの中に出ているということは、もっと管理費を見直しても良いのではないか。管理費の中の、本部の設置場所についてはお伺いしたい。

議長 これは要望ということでしょうか。この件は何度も出ているものです。

JH8OJO 巣鴨にずっと置き続けなければならないのか、もっと安いところに引っ越して経費を削減することはできないのか。敷金が1,300万円近くで非常に高いものだと思う。

議長 では、質問を続けてください。

JH8OJO まとめて回答いただけるようなので、続けたい。最後だが、こういう状

況の中で、予算を執行していくことに大きな疑問を感じている。コンプライアンスが、きちんと遵守されているのかは、非常に大きな疑問を持っている。一例を申し上げると、We bでARDF競技大会の実施規程や審判員に関する規程を確認したところ、現在の一般社団法人設立以前の規約がずっと載っている。それでおかしいと思って照会したところ、新しい平成23年11月1日以降の規約は運用しない、ここに出ているのが正しい、古いものが正しいと言われた。例えば、失効の復活の規定が現在はなくなっていたり、いろいろな内容がいろいろ変わっている。こうした、きちんと規定がされていない中での予算運用をしていて、いろいろな法令が遵守されていないような事務局体制で、予算が執行されていることに非常に大きな疑問を感じている。JARLの事務局ではわかっていると思うが、あわせてどうお考えかお伺いしたい。

議長　　ほとんど要望だと思いますが、何か理事者側からありますか。

日野岳専務理事　　以前にもそうしたご質問があったと思いますが、ある程度定款で事務所の所在地などは決められていて、簡単には移れないということもあります。地方のもっと安いところに移ったらということもありますが、これもJARLの無線局の設置の関係や、役所との関係もあって、豊島区が利便性、経済的なものでも相応しいものではないかと、とくに巣鴨はそれほど家賃は高くありませんので、今のところ一番適当ではないかと思います。

JARL We bの関係ですが、更新の時期が遅れてしまったりということはあるかと思います。それは、極力解消できるように対処したいと思います。

議長　　丸茂さん、よろしいですか。では、次の方は、その横で手を挙げられた方、お願いします。

JH8MYB（原田 進）　　一点お聞きしたい。QSL費、機械化事務費の件だが、これらは外部委託をしていると思うが、この契約方法はどのように選定しているのか。

外部委託なので、どのくらいの金額でできるか試算して出しているのが普通だと思うので、JARLの試算した金額のどれくらいの割合で実際に外部委託しているのか。昨年、QSL費については、交渉したら300万円くらい下がったという一部の理事の話もあったが、そのようなあやふやな委託契約なのか。通常は、試算をして契約する方法だと思うが、いかがか。

日野岳専務理事　　QSLの契約については、2年契約となっていて自動更新になっていますが、2年に一度見直すことになっています。契約金については、本契約については変わっていません。だいたい前になりますが、何社かの見積もりをとって、安く一番妥当な金額ということで設定していただきました。ただ、2年に一度、QSL転送の枚数に応じて、枚数が少なくなれば減額し、多くなれば増額することを行っています。昨年減額していただいたのは、消耗品類、封筒、輪ゴムなどを見直して、それらをビューローで負担していただくことで、JARLが負担しなくて済むようになったとい

う減額です。

議長 よろしいですか。まだ他にございますか。まだ他にもいらっしゃいますので、簡潔にお願いします。

J H 8 M Y B 契約で、自動更新とおっしゃっていたが、何年間自動更新しているのか。何年に一回かは入札や相見積もりなどはしていないのか。一回契約すると、継続されるのか。

日野岳専務理事 見積もりなどについては、皆さんよくおっしゃいますが、他の業種と違うのは同業者がいらないということです。同じ業種があれば相見積もりやコンペができますが、Q S Lについてはそこが世界で1社です。相見積もりをとれば、その会社がなくなるか、新しい会社や事業を立ち上げてもらうことになるので、簡単なことではありません。十年単位で見直すことは可能かもしれませんが、毎年、あるいは2年に1度するのは難しいと思っています。

J H 8 M Y B 同じ内容で機械化事務費についても説明いただきたい。

日野岳専務理事 コンピュータシステムのことだと思いますが、これも自動更新になっています。これも昨年減額していただいています、J A R Lの業務も見直しをして、極力負担がかからないようなシステムにして減額していただきました。

議長 次の方。これで打ち切らせていただいて、採決に入ります。

J G 3 D O R (河端 良治) 支出について、簡単に言うとT S Sにいくら支払われているかが聞きたい。会員事業費、刊行物事業費、管理費の3つに分かれて機械化事務費、会員事務費として出ていて、かなり大きな金額になっていると思う。その前に話の出ていた賃借料については、大家さんからかなり減額してもらったとのことだが、大家さんがアマチュア無線に理解をしてくださっている方だからだと思うが、機械化事務費はもっと減額してもらうことはできないのか。

議長 河端さん、T S Sに支払った金額をお答えすればよろしいですね。

J G 3 D O R そうだ。この勘定科目に関係なく、連盟から支払った金額全体をお願いしたい。

日野岳専務理事 会員事務業務の他に、J A R L NEWSの発送、コンテスト、アワードとシステムでの作業をしていただいています。総額は、約5, 1 0 0万円となっています。

議長 それでは、これで質問を打ち切らせていただいて、第1号議案についての承認をお諮りします。承認の方は、拍手をお願いします。（拍手多数。）
皆様ご承知の通り、拍手多数ということで第1号議案は、原案通り可決されました。

第2号議題 役員選任の件

議長 それでは、第2号議案にまいります。連盟の理事及び監事は、定款第21条第2項の定めにより、社員総会の決議によって選定することとなっております。また、役員選任の議決方法につきましては、連盟規則第31条の定めによりまして、理事・監事の選任する議案を決議するときは、候補者毎に議決を行うと定めていますので、それによります。役員候補者の選任につきましては、候補者毎の審議をお願いしたいと思います。お願いですが、お手元の参考資料は、個人情報があるため取り扱いとはとくに厳格に注意していただき、本議案終了と同時に事務局職員が回収しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それでは、第2号議案の説明を、JA5MG、稲毛会長からお願いします。

稲毛会長から、第2号議案について、配布された資料にしたがい説明がなされた。

議長 それでは、第2号議案の説明を受けましたので、質問を受けたいと思います。既に準備書面が出ています。第1号議案同様に、議事運営規程の定めにより優先させていただきます。まず、JH3KCW、吉川さんの質問について、理事者側から回答をお願いします。

JH3KCW 吉川社員の第2号議題関連事前質問要旨

- ・支部廃止論の役員候補者もいると思うので、候補者全員個々に意向を「支部存続」もしくは「支部廃止」の二択で回答を伺いたい。もちろん、今後の理事会では、全役員一致の方向で取り組んでいただきたい。正員から選出された候補者を、社員が否定することは基本的に好ましくないが、候補者の役員としての適格性を二重に審査して選任すると理解している。公式な判断材料は選挙公報のみで、無投票当選候補者の場合はそれすらない。候補者の経歴等に記載を拒否されている候補者もおられるが、役員として経営に取り組む基本姿勢や方針等を伺うことで、適切な判断ができる。
- ・議場内に、オブザーバー席を準備願いたい。現役員でない役員候補者は傍聴席になるので、第2号議案の審議中は、傍聴席から議場内のオブザーバー席に移動し、議長からの発言指示で質問へのご回答を頂きたい。

日野岳専務理事 支部存続か廃止かということを、理事候補者全員にお聞きしたいということですが、議長からの冒頭の注意事項にもありましたように、理事個人のご質問

にはお答えできないということがあります。一方、理事候補者の方で理事でない方、今後新理事として就任の予定の方ですが、まだこちらの理事者席に座っていない方もいらっしゃると思います。つまり、この総会の構成員でない方に意見を求めるのは難しいことだと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。

J H 3 K C W (吉川 寛) 今のは全く回答になっていない。私たちは正員から選ばれた候補者の方を否決する気は毛頭ない。個人の中傷誹謗、意見を伺うのではない。今後 J A R L を経営していただく方に、運営の方針を聞かせていただきたい。個人をどうこうという話ではなく、今後役員としてどのようにお考えか、例えば支部の存続などについてだ。この社員総会においては、全国理事の方であれば1割弱で当選されている。社員総会では、過半数ないと承認されないことになるので、二重に選出することで、思い切り取り組んでももらいたいという気持ちがある。議事運営規程の第14条7項に、役員個人にかかる質問もしくは個人の中傷及び誹謗にかかる発言はとあるが、役員個人ではなく、J A R L 役員として公にどうお考えになっているかをお聞きしたい。

日野岳専務理事 役員ということであればまだわかりますけれども、候補者全員は難しいと思います。

J H 3 K C W 準備書面を出させていただいていて、オブザーバー席を設けてほしいと言っている。今は傍聴席にいて発言は一切できないので、発言のできるオブザーバー席などを作って準備していただきたかった。事務局で拒否されたのか。議長が拒否されたのか。

議 長 議長団としても相談しましたが、これは難しいという結論に達したので、このようにさせていただきました。

J H 3 K C W 我々社員は時間と経費を使ってここに参加しているが、何を根拠に判断をすればよいのか。例えば、いただいた履歴があるが、その方の履歴はその方の人生の中でいろいろされてきたことを、それをアマチュア無線に活かしていこうということでは、履歴も大きな参考になる。その方々が、我々 J A R L をどう引っ張っていくか、どの様に導いていくのかが全く知らされないで採決を求められてもできないと思う。選挙公報もあるが、無投票の方は載っていないので、全くわからない。候補者の方は後ろにおられるが、全く顔も見ただことのない方に○×をつけるのは心も痛む。責任を持って、社員として仕事をしたいと思う。

議 長 後で理事者側からも話があるかもしれませんが、議長団の見解では参考資料が唯一の判断材料になるので、経歴等に記載がないなども判断材料にさせていただくことも、一つの方法だと考えています。

日野岳専務理事　なかなか判断ができないということだと存じますが、立候補された方については選挙公報があり、無投票の方も J A R L Web には PDF でアップしています。この公報を見ていただくなり、日頃のインターネットでの各自の活動をご覧いただくなり、本日の参考資料の経歴等をご覧いただき、判断していただきたいと思います。

J H 3 K C W　議長からの話では、資料を見て判断してほしいとのことだが、拒否されている方が 3 名いる。載っていない方については、どう判断するのか。

議　長　これは議長の見解ですが、それも判断材料の一つだと解釈しております。動議のある方、お願いします。

J A 1 E P O（立川　喜一）　ここで休憩をお願いしたい。

議　長　大貫さんはいかがですか。

J A 1 A C V（大貫　明雄）　今少しこじれているようなので、社員の一人としては、ここで 5 分なり 1 0 分なり休憩をとっていただくのが、議事進行のやり方ではないかと長い経験から思う。

議　長　皆さんいかがでしょうか。（拍手多数。）
今、時計で 2 時 4 8 分くらいです。3 時までの 1 1 ～ 1 2 分間休憩させていただき、3 時から再開します。

（休憩）

議　長　3 分ばかり過ぎてしまいましたが、皆さんよろしいでしょうか。それでは、先ほどの吉川さんの発言の関連で、理事候補者について、今回とくに支部の存続についての回答を求めるのに賛成の方、挙手お願いします。支部の統廃合という件が出ていますが、それへのコメントを新しい理事候補者に求めるかについての賛否をいただきます。よろしいでしょうか。

J H 3 G X F（安孫子　達）　吉川さんの質問事項だけでなく、皆さんもっと聞きたいことがたくさんあるのではないかと思います。それを含めて、どういうことを聞きたいか集約していただいて、そのうえで質問をするのが適切かと思う。

議　長　確かにそういう意見もあろうと思いますが、今回は支部の存続に関してのみに絞らせていただきます。と言いますのは、これをやっていると時間がいくらあっても足りませんので、その点についてご理解をいただきたいと思います。いかがでしょうか。事前の準備書面への回答のみということではいかがでしょうか。これで新理事

候補者に、コールサイン、お名前を言っていただき、支部の存続の質問について、イエスかノーかで答えていただく形でやりたいと思います。これに賛同いただける方は、挙手をお願いします。（挙手多数。）反対の方（反対少数。）

では、賛成多数と認めます。先ほどのお話にありましたように、新理事候補者の方に、支部の存続、廃止について一つだけ、イエスかノーかをお答えいただくことでよろしいでしょうか。それをお願いします。恐れ入りますが、傍聴席にお見えになる新理事の候補者の方、前をお願いします。理事の選任の順番に、現理事で候補者の方も前をお願いします。

コールサインとお名前、イエスかノーかだけでよろしいので、お願いします。

J A 1 E L Y（草野 利一） 私について、支部、本部全廃という馬鹿なことは一切考えていません。考えをここで固定する必要も、どこにもありません。自由な討議が必要です。

J A 1 N V F（吉沼 勝美） ノーです。廃止はしないということです。

J E 1 K A B（日野岳 充） 存続です。

J G 1 K T C（高尾 義則） 存続し、活性化したいと考えます。

J I 1 K A V（長江 和夫） もちろん、存続です。

J A 2 H D E（木村 時政） 一貫して、私は存続です。

J A 3 H X J（長谷川 良彦） 私は地方本部、支部をこよなく愛しています。潰さないのは当然であります。

J R 4 O Z R（久木田 春美） 支部は、存続させます。

J A 5 M G（稲毛 章） 会員のためにも、支部は存続すべきです。

J A 5 S U D（森田 耕司） 支部は継続させていきたいと思います。

J A 6 B X A（河喜多 勝） 支部存続です。

J F 6 M I T（宮川 香枝子） 存続したいと思います。

J A 7 A I W（山之内 俊彦） 絶対に残します。存続です。

J A 8 F X G（阿部 弘行） 存続します。

J A 9 B O H (前川 公男) 私は、11月に福井県支部長に名乗りを上げました。支部を残します。

J A 0 0 Z Z (伊部 雅一) 今度全国理事と立場は変わりましたが、支部とともに存続でいきたいと考えています。

J F 0 J Y R (高橋 哲也) 地方本部、県支部とも、ともに存続のつもりです。

議 長 ありがとうございます。大変皆さんお手数をおかけしました。これで、吉川さんの質問については終わります。続いて、J M 1 E J H、竹内さんの質問について、理事者側の回答をお願いします。第2号議案については、2つあります。

J M 1 E J H 竹内社員の第2号議題関連事前質問要旨

- ・役員候補者の選任の判断としてなにをもって行うのか、判断基準があれば示してもらいたい。人格、思想、信条、業務能力、学歴等か。
- ・規則第6章第26条による役員候補は、理事会での推薦者のため本人の意向が分からないので、理事会での推薦理由、本人の意向、業務等に必要となる資格（公認会計士、技術士、弁護士、弁理士等）を明示してもらいたい。

稲毛会長 役員の推薦理由については、先ほどご説明申し上げたとおりです。とくに、業務等に必要な資格などについては考慮しておりませんが、略歴等からある程度の状況をみて推薦させていただきました。

J M 1 E J H (竹内 修) ここに出ておられる社員の方が、今のような状態ではわかりにくい。重要なことは、役員になってJ A R Lを引っ張って良くしていただいて、皆が楽しく無線をしていただけるということを考えると、それに対する意欲、信条とか、気力体力だ。そういうことをベースにして、学歴とかそういうものも関係ないと思っている。選挙で選ばれた方については、選挙公報も読んでいる。J A R Lを良くしていこうとか、だいたい信条はわかる。それと、会長に対して異議を申し上げたいのは、信条を考慮しないのはなぜか。後の方について、資格など申し上げたが、本人意向がわからない。いやだと言っている人を推薦することは、世の中ではよくあることだ。それも含めてどうしているのか。

稲毛会長 信条と思想を間違えたと思いますが、思想等は考慮しておりませんということです。本人に直接お会いしたり、本人をよく知っている周りの方々の意見も参考にして、とくに本人からはJ A R Lのために頑張るという決意は十分に聞いておりますので、この方々を推薦させていただきました。他にも質問が出ていたようですが、会長が責任を持つかということですが、現在の段階では私は責任を持ってこの4

名を推薦させていただいたということです。

議長 では、次の準備書面の方、J A 6 W F M、中村さんのご質問に回答をお願いします。

J A 6 W F M 中村社員の第 2 号議題関連事前質問要旨

- ・選挙で選ばれた理事候補者を役員に選任する決議に関し、決議の目的、その根拠をご説明願いたい。
- ・推薦理事について、なぜ選挙を行わず専務理事、1名の理事を推薦する必要があるのか。
- ・仮に候補者の選任が否決された場合、繰り上げまたは補充について、具体的にその手続きをご説明願いたい。
- ・役員選任の議決に関して、半数以上の反対がなければ一括で議決可能かご説明願いたい。選挙で選ばれた理事候補者は、一括での議決を要望したい。

稲毛会長 選任の決意も聞き、固い意志がありましたので、推薦させていただきました。根拠ですが、役員の選任は一般社団法人法があって、第 6 3 条に理事、監事について社員総会の決議によって選任するというものがあります。これを基に、定款第 2 1 条の規定によって、社員総会の決議によって選任することを根拠にしています。

推薦理事は 1 名でもよろしいのではないかとということですが、J A R L の業務を円滑に推進するためには、J A R L の運営に関して知識や関連した経験豊かな方に J A R L の運営に加わっていただきたいということです。これにつきましても、定款第 2 1 条 1 項で、理事は 1 7 人以内、監事は 2 人以内と決められています。これを受けて、規則第 2 6 条で正員の中から、定員を超えない範囲で理事会において推薦した理事を推薦して理事候補者にできるということで、2 名を推薦させていただきました。1 人でも良いのではないかとということですが、1 人は常勤で専務理事になるわけですが、日常の業務をやっていただきます。多忙な業務ですが、業務執行理事となります。もう一人の方は、いろいろな面でご協力いただき活動していただくこととなります。これは理事会で決定したうえでの数です。

否決という場合のことをおっしゃられていますが、欠員になった場合には、規則第 2 8 条に規定されているように、選挙で選ばれた場合は次点者の繰り上げで、ただし今日やっているように、社員総会において皆さんの承認を得なければならないということなので、原則的には 1 年後の定時社員総会へ諮らざるを得ないのではないかと思います。臨時総会も考えられますが、このために相当な費用もかかります。次点者がいない場合は、理事会の判断で決定することになろうかと思います。

J A 6 W F M (中村 博典) 1 番目の回答で、総会で決議ということは一般社団法人法で決められているので、避けられないことは私も理解している。ただ、どういう判断を理事がしているのかが聞きたかった。候補者の選挙を行って選ばれた人を承認す

るだけの手続きと理解している。言い換えると、理事の選出は社員総会において社員選挙の承認を行うという考え方で良いのではないかと思います。

否決ということであれば、それなりの理由を示さないと、会員は自分たちが選んだ候補者をどうして否決したのかという疑問を持つと思う。落選した立候補者が、落選した翌日に、一部の人を名指しで否決しようとブログで出していた。

推薦理事については、推薦理事を出さなければならない義務はないと思う。これも条件をつけて選挙で選べば良いのではないかと思います。例えば、専務理事であれば常勤になるので、常勤という条件で立候補してもらおうということだ。

仮にいずれかの候補者が否決された場合にどうなるのかだが、会長が今おっしゃったように次の総会まで補充はできない。極端に言って、半数の理事が否決されたら、その空席は次の総会までそのままだ。それを考えて社員の皆さんもご判断いただければと思う。

稲毛会長 役員の選出におきましては、法的な規定、定款の規定がありますので、現規定がある以上、それを曲げてやることはできません。一般社団法人になるために、規則等を鋭意検討したわけですが、今まで8ヵ月足らずですが、社員選挙と理事選挙の絡みで不本意な点もありましたが、それはまた先の宿題にさせていただいて、現在は法にしたがってやっていきたいということです。

否決ということは、まだ決まったことではなく仮定の話ですので、出たときの話ということで進めたらいかがでしょうか。17人候補がいて半分社員の方が否決するようなことは考えにくいことです。

議長 今回の関連で、JA4DND、松浦さんのご質問が同様の質問です。コメントがありましたらお願いします。

JA4DND 松浦社員の第2号議題関連事前質問要旨

- ・なぜ推薦による理事が必要なのか。なぜ2名必要なのか。推薦の理由は。
- ・社員総会后、新理事による新しい体制が発足し、会長は交代するかもしれないが、会長は推薦した責任を持てるのか。
- ・新理事会で、26条ただし書推薦理事を決めるのが民意の反映から当然と思うが、なぜこの方法を取らないのか。

JA6WFM 役員選任の議決に関して、議長が議長判断で候補者毎に採決とおっしゃったが、選任に関しては社員の半数以上が賛成するのであれば、一括承認も可能だと思われる。まず、社員に対して一括承認を諮り、それでダメなら個別にやればよいと思う。その先に重要議案があり、時間配分を考えたらそれが妥当だと思う。

議長 基本的に、ただし書きはただし書きです。議長としては、基本的に書いてある

ことを優先すべきだと思います。

J A 6 W F M なので、それを一度社員に諮ってみたいかがかということだ。

議 長 進行上の動議ですか。どうぞ。

J A 6 R I L (岡崎 清彦) 現在の定款、規則に関して、先ほどから皆さんからも質問がたくさん出ている。私もこれはちょっとと思うこともあるが、現行の法律、いわゆる一般社団法人法によって作られた定款であり、それに基づいての規則なので、現行法でやっていただきたい。今ここで、規則を変更したり、定款を変更するわけにはいかない。なので、規則第31条に則って、粛々と議長は議事を進行していただきたい。

議 長 そのようにさせていただきます。今のようなご意見もありましたので、ご異議ございませんか。異議なしの声が大きいので、そのようにさせていただきます。

松浦さんのご質問については、同様のご質問ですので、既に回答をいただいたということをお願いします。残りの中村さんのご質問も、既に今の話で結論が出ています。皆さんご同意いただいたということですのでよろしいですね。同様の質問が、土屋さん、山田さんも、回答をいただいていますので、よろしいでしょうか。

J H 1 H I C (山田 克美) 法律に基づいてとのことだが、規定類の承認だが、川上社員からも質問が出ているが、規定類に署名はされたのか。そのような法律があるのか。あれば、その通りやられたのか。

日野岳専務理事 この設立時の社員というのは、全く何もなかった団体が、新たに一般社団法人を作った時に、押印が必要になるということです。特例民法法人、つまり移行する法人には、それが不要ないということです。定款通りやっています。

議 長 よろしいでしょうか。では、次に移らせていただきます。土屋さんの進行の件は、先ほど終わりました。松浦さんも、既に終わっています。山田さんも今の質問で終わりということで、準備書面については終わり、一般質問に入りますので、挙手をお願いします。

J A 1 A C V (大貫 明雄) 一点だけ質問したい。いろいろな意見が出たが、出席できない方が議決権行使書面を出すようになっていたが、あれは何通出ているか。

議 長 ご説明はあったと思いますが、もう一度理事者側からお願いします。

J A 1 A C V それははっきりさせておかないと、それが出ていると一括ではということでは変えられないことがある。そこが重視されていないと思ったので、あえて質問

させていだいた。

日野岳専務理事 冒頭事務局長から報告があった通り、議決権行使書面は1名の方から提出されています。

議 長 よろしいですか。では、次の方。

J E 1 C K A (熊谷 隆王) 役員が選挙で選ばれているというJ A R Lの特殊性がある。一般社団法人法によれば、選挙を行わないで候補者が社員総会に出席して、その場で個人個人の賛否を問われることが想定されていると思う。一般社団法人法では、選挙が想定されていない。これは間違いないと思うが、そういう状況で選挙の洗礼を受けてきた理事候補者が賛否を問われるのは、社団法人法によるので仕方がない。だとすれば、選挙の意味は何か。選挙をなくして、候補者全員をここに呼んで、百人になるか二百人になるかわからないが、一人一人について社員が問うのであれば、私は納得できるが、会員の賛否を既に問うて理事候補者として認定されている。それを社団法人法では想定していないので、それをさらに我々社員がお前は駄目だ、貴方は良いというのは、資料が不足している面もあるし、何より会員の選挙権を無視しているとは言わないが、この候補者が理事として適当だという意志はどうなるのか。我々社員は、会員の代表ではあるが、社員も選挙で選ばれ、理事も選挙で選ばれ、二重に賛否を問われるのはおかしいと思う。どちらかにすべきだと思う。明らかに矛盾していると思う。社団法人法によれば、社員総会で賛否を問うて決まるのは仕方ないと思うが、それならば選挙の意味をどう考えているのか、会長にお伺いしたい。

議 長 議長団としては、意見に相当するものと思いますが、会長から何かあればコメントをお願いします。

稲毛会長 熊谷さんがおっしゃる意味もわかりますが、現在の定款を作った段階では、一般社団法人法を基にして定款を作成し、承認されたということで、何度も申し上げますが、第26条によって正員の選挙によって理事候補者を選ぶことになっていますので、それに則ってやったことになっていて、これを無視することはできないということです。

議 長 以上でよろしいでしょうか。では、次の方、お願いします。

J A 4 D N D (松浦 博美) 理事候補者の選任の件について、意見を申し上げたい。先ほどの話にあったように、一般社団法人法では理事選挙を想定していない。定款第31条にあるように、社員総会で各候補者の議決を行うようになっている。これは、2万とも3万とも言われている社団法人の中で、理事候補者を選挙で決めるところはほとんどない。その法人の会長、理事長が自薦、推薦、他薦などでリストを作って社員総会に出す。その時には、当然職歴などいろいろな資料を添付して社員総会で一人

一人の賛否を問う。これは当然だ。ところが、JARLは先ほどからも話が出ているように、選挙をすることに決まっている。去年の法人移行の時に、内閣府から出ているガイドラインに書いてあるように、選挙を想定しないところは、賛否を採って質すとある。ただし書きがあって、議決権がというのがあり、認定を受けるためには必須条文だ。JARLは、第31条で、よく読んでほしいが、ただし理事候補者の選挙の結果とという言葉を入れている。これはJARLだけが入れている言葉で、一般の法人ではない。つまり、これは選挙をやる前提で、ただし理事選挙の結果をとという言葉をおおざらに入れていて、議長の裁量の範囲だが、一括承認できるとしている。したがって、議長におかれては、社団法人法の趣旨と、JARLが理事候補者を選挙で選ぶ制度実態を踏まえて、賢明なご判断をお願いしたい。

議長 議長団としては、松浦さんのおっしゃることは、十分承知しています。今おっしゃるように、一般社団・財団法人法の該当する部分は、JARLはどちらかというと、特殊と言いますが、これだけ多人数の団体を想定していないように思われます。したがって、私たち議長団としては、これに認定委員会の認定を受けた条文ですので、それを遵守するしかないという選択をさせていただきました。ただし書についても、十分承知していますし、皆さんも既にお手元に規定類集がありますので、十分承知しているものと理解しています。よろしいでしょうか。異議なしの声をいただきました。

J A 6 W F M (中村 博典) 規則第31条に書かれていることは、何のために設けられているのか。それと、ここに過半数の賛成がそれぞれ得られると判断できる場合にはとあるが、議長は賛成が得られないと判断したから一括はだめだとおっしゃっているのか。

議長 基本的には、ただし書はあくまでただし書で、最初の項目を遵守するべきではないかと思っています。他にございますか。

J A 2 G Q T (中嶋 奨) 少しピントはずれるかもしれないが、推薦の監事の方について言わせていただきたい。キヤノンの事件があり、監査法人と経営者側が結託して粉飾決算をするようなことがあったが、私自身の考えとしては監事の方は、監査された公認会計士の内容を十分理解できる公認会計士等の資格を持った方を推薦していただくのが、会長の職務だと思う。この2人が公認会計士であれば良いが、そうでなければ反対させていただきたい。

議長 ご意見として承ります。他にありますか。

J A 3 E G Z (妻鹿 嘉和) 新しい組織になって皆さん大変だと思う。協力したい気持ちがあるが、一言とくに会長及び役員の方々にお伺いしたい。今日の決算報告を見れば、明らかに赤字が続いている。その中にあって、それをどう解決しようとしてい

るのか。案があるのか作戦があるのか、そういったことをお伺いしたい。

議長 それは、第2号議案ではないので、後ほど報告等の項目があるので、そちらで
ご意見をお伺いしたいと思います。議事を進行させていただきます。これで、準備書
面、一般の質問も終わりましたので、第2号議案について、候補者毎にお諮りしたい
と思います。よろしいでしょうか。（拍手多数。）

それでは、第2号議案について、賛成いただける方の拍手をお願いしたいと思います
ですが、賛否が拮抗している場合がありますので、この辺の説明をさせていただきます。

候補者毎にしますので、理事の選任ならびに監事の選任については、先程来申し上げ
ているように、候補者毎に挙手の方法でお諮りします。挙手による採決にあたって
は、19件の議案審議があり、個別に挙手の数を数えると多くの時間が必要になります
。したがって、各個別議案に対しては、賛成、反対の結果が、絶対的に明らか
な場合は、挙手の数を数えないこととしたいと思います。また、賛否が拮抗している議案につきま
しては、議案の順に順次挙手の数を数える採決
としたいと思います。以上提案しますが、よろしいでしょうか。

JA6WFM（中村 博典） 採決について、一つだけ確認させていただきたい。賛成
は賛成、反対は反対はわかるが、もし棄権された場合はどちらになるか。議決権行使
書では、両方に○をつけた場合、またはどちらにもつけなかった場合は賛成という扱
いになっている。どう判定されるか。だから、ここで反対の数だけ採ってもらえれば、
過半数を超えなければ、賛成と見なされるがいかか。

議長 基本的には、出席者の過半数の賛成をもってということになっていますので、
逆算は避けたいと思います。必ず賛成票を過半数と確認してやりたいと思っています
ので、ご協力をお願いします。

各候補者ごとに挙手による採決がおこなわれ、次のとおり承認または否決が決定した。

（理事の選任）

ア	草野 利一	JA1ELY	の理事選任の件	賛成41	反対81	保留7（否決）
イ	吉沼 勝美	JA1NVF	の理事選任の件	賛成68	反対53	保留8（承認）
ウ	日野岳 充	JE1KAB	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
エ	高尾 義則	JG1KTC	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
オ	長江 和夫	JI1KAV	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
カ	木村 時政	JA2HDE	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
キ	長谷川良彦	JA3HXJ	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
ク	久木田春美	JR4OZR	の理事選任の件	賛成41	反対77	保留11（否決）
ケ	稲毛 章	JA5MG	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）
コ	森田 耕司	JA5SUD	の理事選任の件	賛成54	反対55	保留20（否決）
サ	河喜多 勝	JA6BXA	の理事選任の件	賛成挙手多数		（承認）

シ	宮川香枝子	J F 6 M I T	の理事選任の件	賛成挙手多数（承認）
ス	山之内俊彦	J A 7 A I W	の理事選任の件	賛成挙手多数（承認）
セ	阿部 弘行	J A 8 F X G	の理事選任の件	賛成 4 7 反対 6 7 保留 1 5（否決）
ソ	前川 公男	J A 9 B O H	の理事選任の件	賛成挙手多数（承認）
タ	伊部 雅一	J A Ø O Z Z	の理事選任の件	賛成挙手多数（承認）
チ	高橋 哲也	J F Ø J Y R	の理事選任の件	賛成挙手多数（承認）

（監事の選任）

ア	松村 恒男	J A 1 R T G	の監事選任の件	賛成挙手多数（承認）
イ	永井 暉久	J A 3 D K W	の監事選任の件	賛成挙手多数（承認）

議 長 それでは、第 2 号議案は、皆様のご協力が無事終了いたしましたので、ここで休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは、16 時 45 分まで休憩します。当初お願いしました、参考資料は事務局職員が回収させていただきますので、返却をお願いします。事務局職員の方は、回収と数の確認をお願いします。

（休憩）

第 3 号議題 役員報酬の件

議 長（J A 3 D B D 宮本 荘一） それでは再開します。議長を交代しますので、ご協力をお願いします。第 3 号議題、役員報酬の件についてご審議をお願いします。議案説明を会長からお願いします。

稲毛会長から、第 3 号議案について、配布された資料にしたがい説明がなされた。

議 長 それでは、準備書面が出ていますので、まずそちらからご回答をお願いします。J M 1 E J H さんの第 3 号議題の質問について、理事者側から回答をお願いします。

J M 1 E J H 竹内社員の第 3 号議題関連事前質問要旨

- ・専務理事の報酬限度 1, 0 0 0 万円の根拠は何か。参考としている法人、企業専務の報酬は、官庁系と企業のもので、個人会員等からの会費で成り立っている法人とは異なる。私が顧問をしている業界の一般社団法人（売上約 3, 0 0 0 億円）の専務理事の報酬は、8 0 0 万円（6 3 歳）、事務局長 7 0 0 万円（6 0 歳）で、同等の 2、3 の法人もほぼ同額だ。N P O 等の調査も必要だ。

稲毛会長 役員報酬の 1, 0 0 0 万円の根拠ですが、公表されている資料その他一般を、インターネット等で調べられる範囲で勘案して、この金額を提案させていただきました

た。団体、組織によって、規模や職務の内容、高度さが違いますので、一概に比較することは困難と考えています。

J M I E J H (竹内 修) 基本的に、今言われた金額以下がないわけではないと思う。私も3,000億円規模の業界の一般社団法人の顧問をしているが、これは私と一緒に働いている人なのでよくわかる。63歳で800万円、60歳で700万円となっている。こういうことを決める時は、上下をとって妥当な所を出すものだが、全て上で下がないのは理解できない。

1,000万円というのはどのくらいかというと、会員1,388人の会費にあたる。それだけの会費を使わなければならない理由がわからない。

参考意見だが、私はJARLで働いている方はものすごく恵まれていると思う。私の周囲の一般企業、物作りの企業だったが、例え、東京、神奈川であっても、60歳過ぎてこれだけ給料がもらえる会社はない。中小企業の専務は話が違って、自分のを守るためにがんばっている。そういう方々が報酬を得るのは当然だと思う。それと同じではなく、会費で成り立っている所、例えばNPOの調査はしたのか。NPOは会費でやっている所が多いと思うが、そういうところも調査して再考願いたい。

65歳以上についても、65歳以上で働けるだけでも恵まれていると思う。世間一般の常識と大幅に外れているところがあるのではないか。内規にある、旅費の仕度代を払っている所は、私が知る限り今時ない。とくに、NPOの調査はされたか、お教えいただきたい。

稲毛会長 1,000万円の下がないとのことですが、日本国内においてはいろいろな企業があります。あえて1,000万円以下を切ったわけではなく、一般社団法人の観点で調べた結果です。高いか安いかわうと、なかなか合わない所が多分にあるかと思いますが、我々はこういう範囲で調べてきました。NPOとなると、ボランティア的なものが多く、勤務形態もいろいろ違うと思いますし、単純に比較できないと思います。一般的に、企業などの定年後は、極端な給料カットもあるので、それはまた別だと思いますし、ご意見は議案とは別のことで、これはまた考慮したいと思います。仕度料については、現在やっているものではありません。

J M I E J H 会長のお話も理解できるが、1,000万円は上限で現実に1,000万円ではないとすると、どこまで範囲を考えているのか。社員としては、会員に報告しないといけないと思うので、そこを十分お答えいただきたい。

NPOがボランティアだと言うが、アマチュア無線も半分ボランティアだと思う。そういうものも調べて、上下をとるのが一般的な決め方だと思う。会長がお考えの上限に対する下限の範囲は、お答えいただきたい。

稲毛会長 社員総会におきましては、その範囲内でご承認をいただきたいということで、1,000万円までということでご提案しています。他にもご質問があったようですが、プライバシーとまでは言いませんが、専務理事一人に関することです。とにかく、

上限１，０００万円でご承認いただきたいということです。実際にいくらになるかは、考えてこの範囲内で決めたいと思います。

議長 次に入ります。ＪＡØＤＢＱ、北原さんの準備書面の第３号議題関係について、回答をお願いします。

ＪＡØＤＢＱ 北原社員の第３号議題関連事前質問要旨

- ・他の役職者の平均年収が掲載されているが、何故このモデルを参考例に選択したのか。また、掲載モデルの調査年度は。

稲毛会長 北原さんのご質問も、先ほどの竹内さんの事前質問、当初説明した通りです。

議長 北原さん、よろしいですね。次に入ります。土屋さんの準備書面に対するご回答をお願いします。

ＪＡ２ＧＸＵ 土屋社員の第３号議題関連事前質問要旨

- ・参考例として、他団体の報酬額を明記しているが、何をもって比較例としたのか。過去５年間の報酬額はいくらか。
- ・限度１，０００万円として、財政状況を勘案し会長が決めるとしているが、「財政状況を勘案」とは具体的にどのような状況を言うのか。勘案とは、どの位の報酬額の減額を想定しているのか、その目安を示されたい。

稲毛会長 何と比較したかは、竹内社員からも言われたように、こうした参考資料を基に比較して算出したということです。過去５年間ということですが、日野岳専務は平成２２年から１期専務を務め、その前は別の方がやっていて、年齢的なことがあったり、勤務年数などありますので、単純に比較できません。過去の方も、それに近い金額だったと聞いています。

議長 土屋さん、よろしいですか。

ＪＡ２ＧＸＵ（土屋 正道） 世間一般の常識的に、赤字が継続している企業や団体の報酬額は、要は倒産したのと同じなので、大体半分だ。１，０００万円は、赤字の会社でなぜなのか。少なくとも、上限を５００万円まで下げる必要がある。それが一般常識だ。ＪＡＲＬは一般常識がない所なのかとお尋ねしたかった。

議長 土屋さん、今のは意見でよろしいですね。

ＪＡ２ＧＸＵ 意見ではなく、それに対してどう答えるのか。１，０００万円は、財政

状況を勘案して会長が決めるとしているが、世間一般の常識と違うのだが、それに対して回答をいただきたい。

稲毛会長 現在の財政状況は、赤字と言えば赤字です。ここ数年積立金を取り崩したりしてきて、これも会費前納者の方の積立金を充当してきました。赤字と言えば赤字ですが、平成26年頃までには収支バランスをとるということで、理事会で検討しながらやっています。それでも、人件費は必要です。赤字だから半分にするなどということは考えられないことです。私たちは、一般常識的に考えて、職員の人数や人件費全般の比率などを勘案して、この金額を提示していますので、それをお願いしたいと思います。

議長 松浦さんの第3号議案に関する質問も、同じことと思いますが、これでよろしいです。何かありましたらどうぞ。

J A 4 D N D 松浦社員の第3号議題関連事前質問要旨

- ・直近5年間の役員報酬の実績
- ・1,000万(上限)とすることとなった経緯と妥当とする根拠

J A 4 D N D (松浦 博美) 先ほども会長から説明があったが、この参考で東京都の職員のモデルの比較が出ているが、これで比較する感覚そのものが間違っていると思う。なぜ、東京都の職員と比較しなければならないのか。我々は、J A R Lの事業や目的に賛同して会費を払っている。その会費から、役員の報酬をお支払いしている。日野岳さんにも申し訳ないが、私のところに来ているメールや話を聞くと、大多数の方があり得ないと言っている。会長には、もう一度再考をお願いしたい。

議長 松浦さん、これは意見でよろしいですね。

それでは、川上さんの準備書面についての回答をお願いします。これも同様のことですが、川上さんから何かありますか。

J A 〇 B F A 川上社員の第3号議題関連事前質問要旨

- ・役員とは常勤の専務理事のみか。事務局長も役員となるのか。
- ・役員報酬は役職、職務内容に沿って適切な金額は支給されて当然だが、他の機関の役職者の平均年収を参考にして決めることは疑問だ。
- ・専務理事の職務は、日頃の職務内容の詳細は見当がつかず、報酬金額が適切かどうかの判断は難しいので、具体的な職務内容を公開していただき、適正なのかどうか判断したい。

J A 〇 B F A (川上 孝一) だいたい皆さん同じことを、意見、質問しているので、

私も同様だ。定款上は、専務理事の給与のことはあるが、他の事務局長、職員も本来なら問題にすべきだが、ここで事務局職員全員を問題にするつもりもないが、事務局長はどの位もらっているのか。給与は仕事に対する対価なので、必要ならば認めざるを得ない。先ほどから出ているので、参考資料云々については申し上げないが、私も中小企業、零細企業の会社の社長をやっているが、400万円くらいしかもらっていない。一般の会社は、物を作ったり売ったりしているので、利益を元に報酬を考えなくてはならないが、JARLの場合は判定が難しい。我々を含めて一般の会員の皆さんは、専務理事が何をされているのか見えない部分があって、総会で質問に回答するくらいしか見えない。普段、240日くらいは実働日数はあるかと思うが、普段どんな仕事をしているのか差し支えない範囲でお答えいただきたい。それだけ大変なことをしているのかということがわかれば、仕方ないなということもあると思うので、お願いしたい。

議長 その説明をしていると長くなるので、お時間があれば事務局へ来て見ていただくことにして、ご意見として承ります。準備書面は、これで終わりました。この件については、ほぼ皆さん同じご質問で、答弁も出尽くしていると思いますが、他に言いたいことがある方は、いらっしゃいますか。

JG1QGF（種村 陽亜） このままいくと、会長の考えていることとだいぶ違う結論が出そうだが、私はそう思っていない。一般社団法人という、非常に特殊な集まりというか法人だ。確かに、今財政的に非常に苦しいことは、皆さんもわかっているが、自分が倒れそうな会社にいるからといって、人まで倒すのもかわいそうな気がして仕方がない。この場の雰囲気は、会長も十分にお分かりになったと思うので、ここで会長一任としたらいいか。

稲毛会長 貴重なご意見ありがとうございます。川上さんの件で、一言コメントを申し上げますと、実働240日くらいとおっしゃっていましたが、1年365日に近いくらいに働いています。昨日今日も、社員総会があるということで、その関係で日曜も出て準備したり、理事会や委員会など、アマチュアの活動もほとんど土日です。支部にしても、地方本部にしてもそうでしょう。ほとんど土日にやっています。それにあちこち出て行くこともありますし、日常も会員からの問い合わせその他、多忙に働いています。また、この後新年度の三役が決まりますが、先ほどの推薦理事、監事は責任を持って推薦したように、専務につきましても、会長として責任を持って仕事をさせます。どうぞよろしくお願いします。

議長 ご意見も出尽くしたようですので、採決したいと思います。では、この第3号議案に賛成の方、挙手をお願いします。（挙手多数。）反対の方。（挙手少数。）賛成多数と認めます。したがって、第3号議案は原案通り可決されました。

第4号議題 名誉会員の推挙の件

議 長 それでは、引き続き第4号議案に移りたいと思います。名誉会員推挙の件ということで、会長からご説明いただきたいと思います。

稲毛会長から、第4号議案について、配布された資料にしたがい、前会長・原 昌三氏（J A 1 A N）を名誉会員に推挙したい旨、説明がなされた。

議 長 今の会長の説明と重複する部分はあるかもしれませんが、準備書面が出ていますので、それに対する回答をお願いします。まず、J A 1 R T S、日下さんの質問への回答をお願いします。

J A 1 R T S 日下社員の第4号議題関連事前質問要旨

- ・なぜ今年度なのか。退任後の次年度ではいけないのか。

稲毛会長 この質問に対しては、過去にあった名誉会員以上に、多大な功績を残してこられた方で、本日推挙させていただきました。

J A 2 G X U 土屋社員の第4号議題関連事前質問要旨

- ・社会通念上、退任してから名誉会員や名誉会長の称号を贈るものだが、本人が理事在任中に名誉会員として推挙する理由は何か。

稲毛会長 土屋さんの現役の理事ではどうかという質問ですが、正確には今日一日は現役ですが、今回を持って理事職を退かれる方ですので、問題はないと思いご推挙申し上げたということです。根拠は、先ほど申し上げたとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 北原さんの、ご質問への回答をお願いします。

J A 0 D B Q 北原社員の第4号議題関連事前質問要旨

- ・名誉会員の推挙の基準とは何か。

稲毛会長 推挙の基準ということですが、定款第7条によってしたもので、功績は理事会の判断となっています。これは、理事会にも提案があり、承認されています。

議 長 準備書面を出されたお三方、何かございますか。

J A 1 R T S（日下 照朗） 時期だが、今回でなければいけないという答えになっていないと思うがいかがか。

議 長 今なぜ必要かということですね。

稲毛会長 今説明したとおりで、絶対に1年先でないといけないという根拠もありません。そう私は解釈しています。多大な功績があつて、今日一日だけの理事の任期ですので、その辺もご考慮いただいて、推挙いただきたいと提案します。

議 長 土屋さん、何かありますか。

J A 2 G X U（土屋 正道） J A R Lとして反対していた、短波帯を死滅させるP L Cをある日突然賛成したりした。

議 長 この件は、関係ないのではありませんか。

J A 2 G X U 関係はある。そういう負の功績がある。それに、包括免許もできなかった。これも負の功績だ。

議 長 ご意見として伺います。他ありませんか。よろしいですね。では、第4号議案の採決をしたいと思います。賛成の方、拍手をお願いします。（拍手多数。）
賛成多数で原案通り、第4号議案は承認されました。

報告事項

議 長 それでは、報告事項に移ります。これは、資料を既にお送りしてあり読んでいただいています。準備書面への回答ということで、ご説明をお願いします。

J A 1 R T S 日下社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・財政問題検討ワーキンググループの平成23年度活動報告をお願いしたい。
- ・D－S T A R関連で、さらなる通信方式やネットワークなど新しい方式導入発展普及と計画とあるが、情報収集のみに縮小されたのか。
- ・侵入電波について、総務省に要請したとあるが、モニターはどういう方法で、総務省のどちらの部局へ要請したか。10m、最近では6mでも南シナ海の漁船の混信で著しく妨害を受けている。
- ・無線活動の推進と電波環境のクリーン化で、D－S T A Rのシステム関連、侵入電波の

項目が平成24年度の計画にないがなぜか。

日野岳専務理事 報告事項は、事業報告、予算、事業計画があり、これは従来総会に諮った事項で、理事会承認で総会に諮らなくても良いことになりましたが、重要な事項ですので、社員の皆様にご報告したいということになりました。個々の説明は長くなりますので、準備書面として質問をいただいていますので、そこを順不同になりますが、ご説明させていただきます。途中、重複したり欠落があれば、議長からご指摘お願いします。

まず、日下さんからのご質問で、財政問題検討ワーキンググループの平成23年度の活動報告ですが、決算の中で少し触れましたが、QSLの請負料の削減、JARL NEWSの印刷の変更、事務所の賃貸料の削減、役員、社員の交通費の削減、JARL用地の売却の推進、表彰制度の見直し等々、様々な提案を理事会に行いながら、23年度の収支改善に努めて活動いただきました。その結果、ワーキンググループの功績が全てではありませんが、約5,000万円ほどの決算の改善ができたと考えています。

D-STAR関連で、さらなる通信方式やネットワークなど詳しい説明をお願いしたいということですが、海外のD-STARのシステムも日々進歩していて、めまぐるしいスピードで動いています。アメリカ、ドイツ、英国に代表されるようなD-STARのシステムが混在していますが、現状を多角的な視野で把握しながら、世界のアマチュア無線家にとって一番良いシステムがどういうものであるか、委員会のメンバーでユーザーの皆様のご意見をお聞きしながら、アイデアの蓄積を行っているところです。最近では、円滑な通信ということで、管理サーバーのメンテナンスあるいは改良を行っています。情報としては、D-STAR関連のWeb、会合などへの参加での情報収集をして、海外の動向やユーザーの希望などをお聞きしています。技術的な内容で、実施可能なことは逐次改善実施していますし、法規に絡むような問題は総合通信基盤局と現在調整しているところです。

電波環境のクリーン化でモニターはどうなっているのかというご質問ですが、侵入電波のモニターについては、監査指導委員が行って事務局で集計し、そのデータを例えば、平成23年度につきましては、6,139件ありました。JARL事務局で収集したデータを、Reg.3に送りReg.3からIARUに送るルートができています。IARUは、さらにITUに提出します。そういう流れになっていますが、現実には海外の違法運用になると、総務省としても外交ルートで申し入れになり、なかなか現実の取り締まりは難しいのが現状です。

D-STAR関連と侵入電波の項目が、平成24年度の計画に載っていないということですが、平成24年度の事業計画からは、法人移行に関係があって、定款の事業の表現が変わったりしています。また、事業の順番や文章表現も定款改正で変更されています。事業計画が細かくなりすぎた点もあり、なるべくまとめるようにして、他の諸団体との横並びもあり、少しまとめ方を変えています。従来から継続している事業はそのままですが、とくに重点政策を中心に盛り込むような表現にしています。ですから、今年はないということではなく、全てのサービスを記載するわけにもいかな

いためで、決してやめたわけではありません。表現が少し変わったということです。

議長 次は、藤牧さんへの回答をお願いします。

7 N 3 O E P 藤牧社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・養成課程等の授業形態の拡大に関する見直し等に関し、2回の意見募集でJ A R Lが2回とも意見を出さなかったのはなぜか。
- ・電波適正利用特別推進員についてどうお考えか。積極的に80条報告を出している方がいて、80条報告の出し方などのアピールが功を奏している。さらに推進するべく、情報提供することを更にアピールしていただきたい。
- ・東京都目黒区の公式サイトに、アマチュア無線局がトラブルの原因と解釈されうる文言が掲載され、会長名で「アマチュア無線」の文言の削除要請を行ったとのことだが、J A R Lはその他の対応をしたか。トラブル発生局のコールサイン、氏名、住所を把握しているか。
- ・電波法第52条第4号の「非常通信」と、電波法施行規則第3条第14号に定める「非常通信業務」の混同が見られるので、J A R Lから積極的にアピールしてほしい。
- ・1アマ・2アマの資格取得の容易化のため、これらの資格の養成課程を実施できるように関係法令の改正を総務省に要望願いたい。
- ・固定局と移動局との免許の一本化を要望したい。
- ・3.5～3.8MHz帯の細切れが解消され、帯域が拡大されるよう総務省に要望願いたい。
- ・現行の青少年割引に準じ、障がい者割引を創設するよう要望したい。
- ・今後の社員選挙では、J A R L W e bで所信等を閲覧できるのが適当と考える。

日野岳専務理事 藤牧さんのご質問で、養成課程の授業形態に関するパブコメがあつて、なぜJ A R Lが意見を出さなかったかというご質問ですが、J A R Lは養成課程実施者ではなかったもので、とくに意見は出しませんでした。ただし、養成課程でいろいろなメディアを使って受講者の選択肢が増えるのは、J A R Lとしても歓迎しているので応援しています。

電波適正利用特別推進員についてどうお考えかということですが、ご質問者のおっしゃる通りで、J A R Lでも適正な運用をしていただくために、推進委員の活動も積極的に行っていただきたいですし、それらの活動をJ A R Lとして周知する必要もあると思っています。

目黒区のタワーの件ですが、目黒区から高層アンテナ計画に関する事前周知等に関する要綱が制定される予定です。高層アンテナの定義の中で、アマチュア無線用アンテナについて規制する規定があつて、あたかもアマチュア無線だけが周りに迷惑をか

ける誤解を与えるとのことで、区役所宛にアマチュア無線の箇所を削除するよう申し入れをしました。その結果、区役所としては、これらのアンテナの紛争を未然に防止するために作ったもので、アマチュア無線を規制するものではない、ただしアマチュア無線の文言を削除することは考えていないとの回答をいただいています。今のところ、JARLとしてそれ以上の対応は考えていません。

非常通信の解釈に関することと思いますが、非常通信の前提としてアマチュア無線局を開局することはいかがかと思いますが。完全に非常通信を目的としたアマチュア局は、具合が悪いと思います。非常通信と資格の問題、つまり無資格者が有事の際に運用したとか、有事の際の本音と建前といったことはあると思います。JARLとしては、日頃は趣味として使っていて、非常の際は活用することで、非常通信に対応することで考えていきたいし、機会を見てそういうPRはしたいと思います。

1、2アマの養成課程ですが、JARLとしては是非実施していただきたいとのことと要望していますが、受講時間がかなり長時間になるということと、実施者も経費がかかって受講料も高くなるということもあって、実施する側も問題を抱えていて実現できないようです。

固定局と移動局の免許の一本化ですが、確かに別々の免許は不便ですので、総務省にもその点は要望したいと思っています。

3. 5MHzからの周波数帯が飛び飛びになっている件ですが、4月に電波有効利用の促進に関する検討会の意見募集があり、JARLからも3. 5MHzからの飛び飛びの細切れを解消してもらいたいとの要望を提出してあります。

現行の青少年割引に準じて、障がい者割引も創設してもらいたいのご意見ですが、他の質問者の方でも、青少年割引を青少年会費で制定してもらいたいのご意見がありました。もう一方では、シルバー割引もしてほしいというご要望もあり、全部割引を実施していくと収入が減る一方なので、今後の会費見直しの際には検討に加えさせていただきたいと思います。

社員選挙のJARL Webでの所信掲載ですが、前回の選挙の時に所信がなくてわからないという意見がありました。次の選挙までには、何か見直しを考えたいと思いますが、ただし現在の理事選挙でやっている選挙公報を、印刷してお配りすることは経費的に無理です。数百枚の所信を印刷して皆さんのお手元に届けるには、莫大な経費がかかってしまいますので、違った方策は考えなければならないと思います。

議長 次は、北原さんの要望事項への回答をお願いします。

J A Ø D B Q 北原社員の報告事項関連事前質問要旨

・社員総会について、なぜ経費節減で公共施設で開催できないのか。開始時刻が午後からだが、午前にできないのか。

日野岳専務理事 この会場は数年前から探していて、臨時総会をやった関係で、スケジュールがずれてしまって、予定していた時期が変わってしまったということが一点あ

ります。それと、公共施設を探したのですが、どこも2年前くらいからいっぱいです。逆に、半年、数ヶ月前からでないと受け付けないところがあります。来年も、だいぶ前から公共施設をあたったのですが、既に一杯とのことでした。それで、今回この施設を使わせていただいたのですが、都内の中で安い会議室だと思っています。ご承知の通り、この6月の時期は、株主総会のシーズンで、新規参入のJARLが入るのは難しいです。来年の社員総会も、場所が変わる可能性があります。安いところは探していますが、公共施設は難しいということです。

議 長 一回ここで切りましょうか。北原さんのご質問で、総会の開始時刻についてはどうでしょうか。

日野岳専務理事 これもいろいろ検討したのですが、今までの総会を見ても、10時から開会でしたが、式典を11時までやってその後休憩を挟んでいました。実質審議は11時半からだったのが去年までの総会です。それからすぐ昼休憩で、実際のところ13時からやってもそう変わらないのではないかとというのが一点と、そのために遠方の方も日帰りができるのではないかとこの可能性も考えて、午後1時からにしました。

議 長 ここまでで、ご意見はありますか。では、藤牧さん。簡単をお願いします。

7N3OEP（藤牧 忠親） 養成課程について、実施者ではないので意見なしのことだったが、かつての実施者だったことを考えると、意見を出すべきだったと思う。

電波環境のクリーン化については、準備書面に盛り損ねてしまったが、去年のハムフェアでアマチュアバンド以外の周波数で送信できる無線機が販売されていたことがあり、問題があった。ネットで調べたら、MKTR3という無線機だった。こちらについても、JARLからの回答をお願いしたい。

目黒区の件で、アマチュアの文言を削除することで申し入れをしたとのことだが、7月の時点でも再度申し入れしていただきたい。トラブル発生局の、コールサイン、住所氏名の把握の有無について返事をいただいていないので、お願いしたい。

意見要望は、概ねおっしゃっていただけたので、とくに意見はない。

議 長 未回答の件だけ、お返事いただけますか。

日野岳専務理事 私どもでは、コールサイン、氏名等は把握していません。

議 長 これでよろしいですね。それでは、それ以降の準備書面の回答をお願いします。

J A 2 H V O 岡田社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・ J A 2 1 G Y の 5 0 M H z 、 1 . 2 G H z 、 2 . 4 G H z は 雷 により 停止 している が、 今後 の 復 旧 予 定 は、

日野岳専務理事 先ほどのビーコンの話の続きになりますが、JARLの開設するビーコンはIBPルールに基づいて、JA2IGYが50MHz、1,200MHz、2,400MHzで運用しています。HFが1局全国的に、それと他の局の4局でやっています。かつては、各エリアに配置していましたが、機器の故障などでメンテナンスが難しく、現在4局で稼働しています。まず、とくに高い周波数では、伝搬状況の目安としていただくということが目的です。自作機の周波数較正については、高い周波数に関しては技術、機器も向上してきて、レピータも普及してきたので、ある程度任務は終わったのではないかと考えています。安い測定機器も普及してきているので、今後は高い周波数のビーコンについては、なるべく整理していきたいという方向で考えています。

JH1LWP 島田社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・地方本部予算は、本部と支部数定額と会員数で配分されているが、地方本部による格差が大きすぎる。平成25年度予算配分から、最高2.5倍程度、全会員1人当たりの格差を上限150%程度に是正を検討願いたい。会員数の少ない地方本部の廃統合も、地方本部が減ることで予算縮小が可能で、あわせて理事会で検討していただきたい。
- ・一部の窓口を、例えば第一の土・日曜日営業し、会員サービスに努めるべきではないか。

日野岳専務理事 地方本部予算の配分ですが、配分方法は毎回理事会で長時間かけて、多種多様な意見が提出されています。はっきり言って、毎回揉める事項です。それぞれのエリアの状況、地域性があって、仮に会員数のみで配分すると、1エリア関東地方が3分の1ありますので、関東だけに3分の1の配分がいつてしまいます。それでは、会員数や支部数が少ない地方本部は賄っていけなくなります。そういった議論がされて、現状では会員数の少ない支部やエリアでも、会議の経費、固定的な費用が必要ということで、均等割のベースを作って、それに加えて会員数、支部の数に応じた算出根拠となっています。永年議論されて積み重ねてきたものが、現在配分基準です。来年度の地方本部予算配分の議論の際、一つの意見とさせていただきます。

JARLの事務所の土日営業ですが、十数年前ですが展示室を土曜日に数年間オープンしていたことがあります。免許申請書の販売などもしていました。これを何年か続けたのですが、統計を取ると1日数人しか来られないし、来られる方も決まった方ということがあって、やめた経緯があります。それと、全てのサービスを土日営業となると、人員を増やさなければならなくなります。例えば、会員システムのオンラインを土日稼働となると、請負会社にも費用を払うことになり、多額の経費になる可能性があります。世の中の流れでは、インターネットや他の媒体を使って、事務所の無人化や縮小の傾向もあるようです。JARLも、なるべくそういう方向に進んだ方が得策ではないかと思います。

JA6VQA 田上社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・財政問題検討ワーキンググループが出した提案は具体的にはどのようなものだったのか。その提言で行われた業務の合理化・効率化の具体例を知りたい。
- ・赤字体質からの脱却を平成26年度には実現すると、3月の西日本ハムフェアの際、会長は話されたが、具体的な工程表はできたのか。
- ・収支予算で、支出をかなり削減してはいるが、増収策はほとんど見当たらない。相変わらず特定資産の取崩に頼っている。いつまでこの状態を続けるつもりか。

日野岳専務理事 ワーキンググループについては、先ほども触れましたが、もう少し具体的な実績を申し上げると、平成23年度の機械化事務費がマイナス170万円、QSLでマイナス590万円固定費の削減ができたことと、選挙費の業者変更を行ってマイナス1,187万円といった削減ができました。あと、JARL NEWSの印刷業者の変更でマイナス534万円ということで、そうした効果があったということです。これもワーキンググループの提案を基にして、事務局が素案を作成し、理事会に提案して実施した活動です。

議 長 ここで一回切りましょう。岡田さん、島田さん、田上さん、今ご回答をいただきましたが、これでよろしいですか。

J A 2 H V O（岡田 哲夫） J A 2 I G Yについては、50MHzから上は止まっている。この件については、管理団体と話をしてここに来ているので事情はわかるが、今後はどのような予定なのか。管理費用全体で100万円くらいとのことだが、管理団体に聞いたところ、実際の機器の部品代、設置場所に行くまでの交通費をどうしているのか、事務局からそれなりに出ているのか聞いたところ、ないと言っていた。ただし、本人達も明確に請求していないようだ。なぜかと聞いたところ、ボランティアだからということだった。機器の部品代はともかく、交通費は有料道路などが高く、1,200円以上かかる。その人だけならよいが、次の方になったときにまた同じことを繰り返すことになる。とくにHF帯のビーコンは、国際的に動いているものだ。専務理事が言ったように、VUHF帯のビーコンはほぼ役目は終わったと思う。ただし、HF帯のビーコンは、単なるコンディションを見るだけでなく、学術的要求もあると、JARLとしての一つの大きな事業だと思っている。そういう意味で、管理団体に甘えるのはまずいと思う。赤字だから、自分たちでできることはやろうと言っているが、いつまでも続くわけではないと思う。今後、彼らから実費の請求など合った場合に、どう対応していくのか。予算化するのか、お聞きしたい。

議 長 要望事項としてよろしいですか。

J A 2 H V O 要望ではなく、どう考えているのかお聞きしたい。

議長 では、回答をお願いします。

日野岳専務理事 確にかかるとは必要のことともわかります。国際ビーコンは、維持していかなければならないと思っています。かかる経費も必要なものは、負担してやっていかなければならないと思っていますが、一方では様々な管理団体があって、かなりの部分がボランティアで、ガソリン代等も請求していないという方も、たくさんいらっしゃいます。全てを管理団体の皆さんにご負担いただくことは難しいと思いますが、そのあたりの兼ね合いで、検討したいと思っています。

議長 島田さんは、よろしいですか。

J H I L W P (島田 守康) 地方本部の予算配分の是正については、新たに就任された理事の方々の常識的な判断をお願いして、来年の予算に取り組んでいただきたいと思います。

J A R Lの事務所の休日営業だが、商売が下手という感じがする。今日の社員総会だが、Q S Lカードの転送受付など、細かな配慮が足りないと思う。社員のかたがたにもかなりアクティブな方がいる。展示室もH Fは無理としても、V U H Fは常時できるようにするとか、ジャンク市や展示、講演など土日に、毎週とは言わないが、商魂たくましい考えを持っていただきたい。

議長 田上さんはよろしいですか。

J A Ø B F A (川上 孝一) 私の質問で終わっていないものがある。青少年のことに、先ほど第1号議案でも触れさせていただいたが、それと災害通信関係についてお願いしたい。これは意見、要望としたいので回答は不要だ。

事業計画で青少年育成を謳ってるが、現状では青少年育成の成果が全くわからない。先ほど数字も挙げていただいたが、そうしたことがわかるよう、本来なら青少年会費を設定していただくとありがたいが、定款の改正という問題もあるので時間がかかると思う。可能なら、何らかの方法で成果をわかる形にしてほしい。

非常災害時への態勢整備だが、平成23年度の報告には、東日本大震災の報告が細かく書いてあり、事務局の皆さんの対応には敬服する。関西地方本部、関西の支部の皆さんもご苦労されたと思う。そういうことがあったにもかかわらず、平成24年度の事業計画には、たった2項目しかない。なおかつ、非常通信のボランティア登録制度が廃止されたと業務報告にも載っている。理由として、情報通信網、通信ネットワークが整備されたので必要ないと解釈される。J A R Lとしては、非常時の通信網は公共の通信網に委ねて良いという考えなのか。業務部に非常通信センターがあるが、これはどういう性格のものなのか疑問に思う。震災から1年以上過ぎたが、今関東の直下地震、富士山の噴火、東南海沖地震がいつ起きても不思議ではないと騒がれている。それならば、災害があれば東京は壊滅的被害があるという想定がされている。自治体も防災意識が強くなっているので、こうした機会を利用して、災害時非常通信網

検討委員会のような委員会を立ち上げていただいて、JARLとしても非常時の体制を検討していただければと思う。

議長　それでは次をお願いします。

J A 4 D N D　松浦社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・ 7MHz のバンド拡大にともない、平成 23 年度の事業計画でバンドプランを見直すと明記していたが、進捗状況は。
- ・ 最近デジタルモード(RTTY、PSKなど)が全世界的に運用機会が増えてきたが、JA のバンドプランは国際的な実態に対応できていない。5月にやっと意見募集されたが、周波数委員会の基本方針と今後の日程は。委員会のメンバーにHFの状況に精通した委員を任命しているか。今年度、HFのバンドプラン逸脱の監査指導実績はどのくらいか。
- ・ 昨年の東日本大震災のハンディー機貸出で、242台貸し出し15台返却とあるが、他は現在どうなっているか。
- ・ ARDFは、第44回総会で外部委託を進めるなど見直し経費の削減をはかると決議されているが、なぜ10年間決議が履行されないのか。

日野岳専務理事　バンドプランの見直しですが、見直しの意見募集も行っていますが、総務省の移動通信課と使用区別の改正について、打ち合わせを何度か行っていて、基本的な考え方、改正への作業手順について確認しました。3月末から5月31日まで、意見募集をJARLとして行い、159件の意見をいただいています。これら周波数委員会でいただいたご意見を整理分析して、今度は委員会としての考え方をとりまとめて皆様にご呈示する予定です。その時期は、夏に原稿を作成して秋頃にはバンドプランの試案をお示しして、またご意見を募集したいと思っています。今年度中に理事会で答申を受けて、総務省に改正をお願いしたいと考えています。ただし、総務省ではバンドプランをもっと簡単にしてもらえないかという話も出ています。使用区別が細かすぎて、その苦情が総務省に届いています。監視業務の苦情の半分がそれで、もっと簡単にできないかと言われています。今後のJARLとしての折衝も必要になると思います。かつては、JARLのバンドプランがありましたが、管理しきれず総務省にお願いした経緯があって、それを元に戻すわけにもいかないので、総務省とも意見の食い違いがあることもご承知置きいただきたいと思います。新理事会が発足すると、新委員会も発足します。その中でも、各バンド、モードに詳しい委員の方を選任して、その中で新しいバンドプラン改正の議論をしていただきたいと思います。

HFの監視はどうなっているかですが、侵入電波の監視はしていますが、HFでは直接監査指導委員が指導することは、現在行っていません。VUHFでは、ガイダンス局などをやっていますが、HFでは監査指導委員が総通に対して法80条報告を行っていることはありますが、あまり件数的には多くないと思います。

東日本大震災のハンディー機が現状どうなっているかですが、今年の3月31日を

もって活動を停止しました。今ハンディー機の回収をしているところです。東北へ247台配布され、うち回収したものが56台で、あとはもう少し使いたいというものが10台、返却の意向があるものが10台、残っているものが171台となっています。ボランティアで使っているところもあるようですが、至急回収したいと思っています。

ARDFの外部委託を決めたはずなのにどうなっているかですが、岐阜の総会で外部委託の話はありました。外部委託に関して外部の団体、個人と折衝したことはあります。ただし、最終的に委託料で折り合いがつかず、うまくいかなかった経緯があります。岐阜総会の時に比べると、その当時は400万円から500万円くらいの経費がARDFにかかっています。現在は、百数十万円で経費を賄っていますので、経費削減という意味では目標が達成されたのではないかと考えています。

J A 1 P T K 高草木社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・社員選挙、理事選挙の投票率が低いと思うが、社員選挙では公報がなく、判断に困った。今後、社員選挙で公報を配布、投票率を高める考えがあるか。
- ・平成24年度収支予算、事業計画は議題にするべきであると思うが、単に報告とした理由は何か。
- ・事業計画で、青少年への支援についてあるが、従来の方針と余り変わらないのではないかな。ありとあらゆる策を検討すべきではないか。

日野岳専務理事 選挙の投票率が低いということですが、選挙の実施についてはJ A R L NEWS、メールマガジン、CQ誌のJ A R Lコーナー、Webを活用して、会員の皆さんに周知をしています。全会員に投票用紙をお送りしている割には、回収率の低さはあるかもしれません。会員数がコアに近づいた面もありますが、ここ数年で見ると投票率は上がってきています。もっと積極的なPRも必要ですし、選挙公報についても見直しをしなければならないと思っています。

収支予算、事業計画をなぜ報告にしたかですが、先ほどご説明しましたので、省略します。

青少年の支援について、あまり変わらないのではないかとということですが、A R I S S、ARDF、会費助成など、いろいろな方策を行っています。今年のハムフェアにおきましても、青少年の取り組みはメインテーマとして展示をすることも考えています。子供の数が減っていますし、若い方を入れていかないと、この先アマチュア無線は廃れてしまうので、最重要課題と認識しています。

J H 1 H I C 山田社員の報告事項関連事前質問要旨

- ・規定類集第1版(平成23年11月)の規定の作成と承認は、どのようにされたのか。作成メンバーと承認メンバーを教えてください。

日野岳専務理事 山田さんから、規定類集の関係の質問で、規定類集の規定の作成と承認はどのようにされたかですが、定款・規則、選挙規程、臨時社員選挙実施要領など、去年、一昨年に議論されたものにつきましては、総会において改正が承認されたものです。後は、例えば社員総会議事運営規程や地方本部組織運営規程、会計規程などあり、これらの規程は法人移行に伴って、理事会で変更、承認をしています。他の規定も、永年委員会、事務局で素案を作り、理事会で承認されたものが、JARLの歴史として一冊になっているとご理解ください。

議長 今回答した、松浦さん、高草木さん、山田さん、いかがでしょうか。

J A 4 D N D (松浦 博美) バンドプランの件、去年から専務含めて事務局とHFの実態についてご意見を申し上げて動いていただいています。意見募集を今回かけていただいた。ただ、残念なのは、PR不足だ。会員、それ以外の方でもバンドプランについてよくわからない、関心がないという方もいた。寝屋川総会の時、バンドプランの下敷を作って配っていただいたが、これの紙のものが事務局にあるとのことなので、今日は支部長もたくさん来られているが、支部大会やイベントで配布してPRいただくようお願いしたい。我々有志でも、ハムフェアに合わせて、この下敷が便利なのでボランティアで作って、会場で配ろうと思っている。アクティブなメンバーも、自分たちも含めて啓蒙活動をしていこうと計画しているので、ご協力をお願いしたい。専務も言っておられたが、相手があることなので、すぐできることではないかもしれない。改正までには、2年、3年のはかかると思うが、今まで以上に強力に取り組んでいただきたい。

議長 要望事項として承ります。次の方、どうぞ。

J A 1 P T K (高草木 進) 会長からご回答を期待していたので、残念だった。意見だけ申し上げたい。選挙の投票率が低いということは、国の選挙ではないがJARLに対する関心が低いのではないかということで、我々が取り組むことのベースではないか。青少年関係では、人口構成のデータが社員に配布されていて、JARLの10年後、20年後の年齢構成がどうなるのか、少し恐ろしい。我々が死ぬまではこの趣味は続けると思うが、30歳以下の年齢構成がわずか1.23%で、このまま10年後、20年後のJARLを想定して、事業計画を進めていただきたい。

議長 山田さん、ありますか。よろしいですね。ただ今、専務から答弁いただいています。報告事項の全てに渡って準備書面の報告がありました。これらは、全て理事会で審議しています。これから、いずれもご質問をお受けします。

J A 7 I C (柳沼 輝雄) 要望を2点。私はフィールドデーコンテストに参加しているが、これは8月にやっている。一昨年、去年と、つらい思いをした。酷暑で、しかもオールバンドで参加しようとする、5本も6本もアンテナを立てなければならな

い。熱中症との闘いだ。フィールドデーは、屋外に出て活動するのが主眼だが、酷暑を避けて5月の末もしくは6月初め、電波の日の記念運用に絡めた形の新しい日付の設定をしていただきたい。それが不可能であれば、酷暑にならない時期、寒い方も良くないが、良い季節を選んでいただきたい。誰かが事故を起こして病院に運び込まれる騒ぎになると、法人の責任にもなってくるので、是非検討していただきたい。

コンテストの時のカテゴリー、部門が作られているが、運用する電力によるカテゴリーがない。パワーによる区分があるのは、オールアジアコンテストだけだ。勝とうとするとハイパワーでやるしかない。H、M、L、Pなど区別しているのは、ハイパワーの免許のない局がハイパワーで出るのを防止しようとしているらしいが、それは採点には何の関係もない。正直にやっているかどうかだけの問題では困る、今は、1kWの局と10Wの局が同じフィールドで闘わせている。国際的には、ハイパワー、ローパワー、QRPという基準があるが、パワーによるカテゴリーをつけて、そのクラス毎に存分に活動できるようにしていただきたい。これは、フィールドデーの日付ほど深刻な問題ではないが、理事会として是非考えていただきたい。

議長 次の方、どうぞ。

J A 7 O V (高橋 良信) 要望、意見を言いたい。一つは、選挙制度にかかわる件だが、社員選挙、理事選挙があるが、理事選挙については立候補者の選挙公報が出てくるが、社員選挙はそれがない。投票する会員の皆さんから、何をどう判断して選べばよいのかわからず、情報不足だ。立候補者の名前と投票用紙、その一覧くらいしかない。選挙規程には、コールサインと名前を記入して公報とするとなっていたと思う。この人がどこの出身の人かも、全員が局名録を持っているわけではなく、総通の情報を見てもでてこない。各県支部くらいならまだわかるが、出身地区はわからない。実際、そういう質問を受けている。立候補する際には、住民票が出ていると思うので、県単位でも良いので表示していただけないか。

理事会の報告を毎回いただいているが、具体的な内容が入っていない。おおよその雰囲気くらいしか伝わってこない。理事会の運営は、重箱の隅をつつくようなものではなくても良いが、大所大局的に理事会の運営をしていただきたいので、お願いしたい。

議長 要望として承ります。その他の方、どうぞ。

J H 8 M Y B (原田 進) ご検討をお願いしたいが、平成24年度の事業計画が報告となっているが、一般法人の法律、定款を見たところ、法の35条で社員総会はこの法律の規定する事項および一般社団法人の組織、運営、管理、その他一般法人に係る一切の事項について決議することができる。第2項においては、前条の規定にかかわらず、理事会設置一般社団法人、JARLは対象になると思うが、この法律に規定する事項および定款で定めた事項に限り決議することができる。JARLの定款では、一般社団法人法に規定する事項および定款に定める事項に限り決議す

ることができる。ただし、定款の中には事業計画、予算については定款の総会の決議事項にはなっていないが、一般社団法人の中で組織、運営、管理、その他の一切のことに関することについては総会で決議できることになっているので、予算、事業計画についても、今後協議事項に入れていただくようお願いしたい。一番大事な予算、事業報告が報告で終わってしまうのが良いのか、ご検討いただきたい。

それからもう一つお願いしたいが、昨年の決算、今年の予算の中で、旅費交通費がかなり安くなったと言っているが、今回この総会に来られている方で、関東周辺なら良いがかなり遠い方は、宿泊費その他をかなり負担している。ボランティアの団体といっても、いただいた交通費でかなり足を出しているのが現状だと思う。もう少しご検討いただきたい。

議長　　今のは、全部要望事項でよろしいですね。他、ありますか。

J A 7 B C E（市川 盛次）　第2号議案で役員の選任があったが、そこで否決された方がいらっしゃるが、その後の流れはどうなっているのか。否決された方は理事ではなくなり、補充や選挙はするのかなど、教えていただきたい。

議長　　最初に理事者側から説明はありました。時間の都合もあるので、後からまたお尋ねください。もうお一人どうぞ。これで打ち切りしたいと思います。

J A 0 L F V（大塚 久夫）　選挙の投票用紙だが、私のローカルから電話がかかってきて、投票用紙に番号が入っているが、それが封筒などに入っている番号と同じなので、識別できるのではないかと、投票ではまずいのではないかと聞かれたので、識別できない、誰が投票したのかわからないようにしていただきたい。

投票用紙は鉛筆で書くようになっているが、これも消される可能性があるので、ボールペン等でできないかという要望があった。

今回、第2号議題で、役員に選任されなかった人がいるが、私が一番心配しているのが、本部長がいなくなったエリアは、その運営をどうするのか。1年間いなくてやっていけるのか。よく役員の皆さんで検討していただきたい。

議長　　それでは、もうお一人、これで最後にします。

J A 2 G Q T（中嶋 奨）　要望だけしたい。今回、私たちも準備書面を出させていたが、それに対する回答は、専務理事が考えながらやっている。何のために事前に準備書面を提出したのかわからない。Q & Aを準備して、質問した方に答えを、同様の質問があればまとめた形で出せば、議事進行はスムーズにいくと思う。

議長　　要望事項ということでよろしいですね。時間も押していますので、以上をもちまして議事の全てを終了したいと思います。皆様方、ご協力ありがとうございました。これにて、第1回定時社員総会を滞りなく終了しましたことを宣言いたします。あり

ありがとうございました。